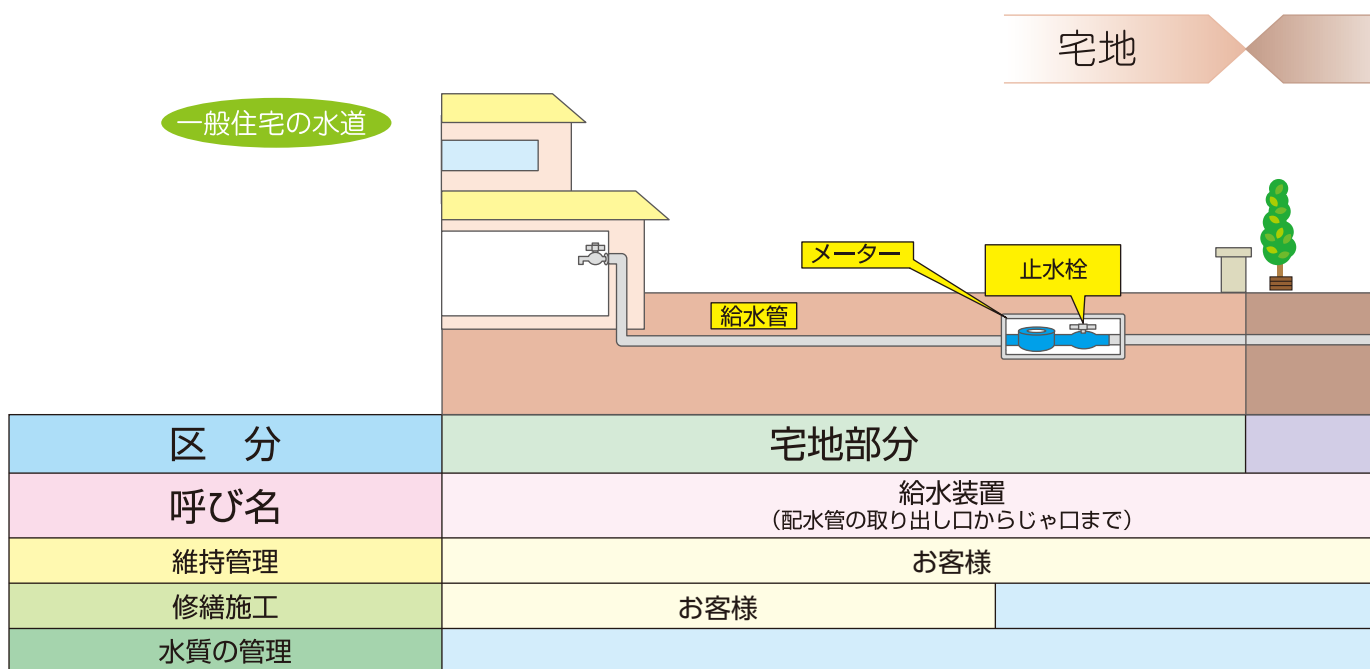


3 水道のしくみ

(1) 水道のしくみ

① 家庭の給水装置



○給水装置とは…

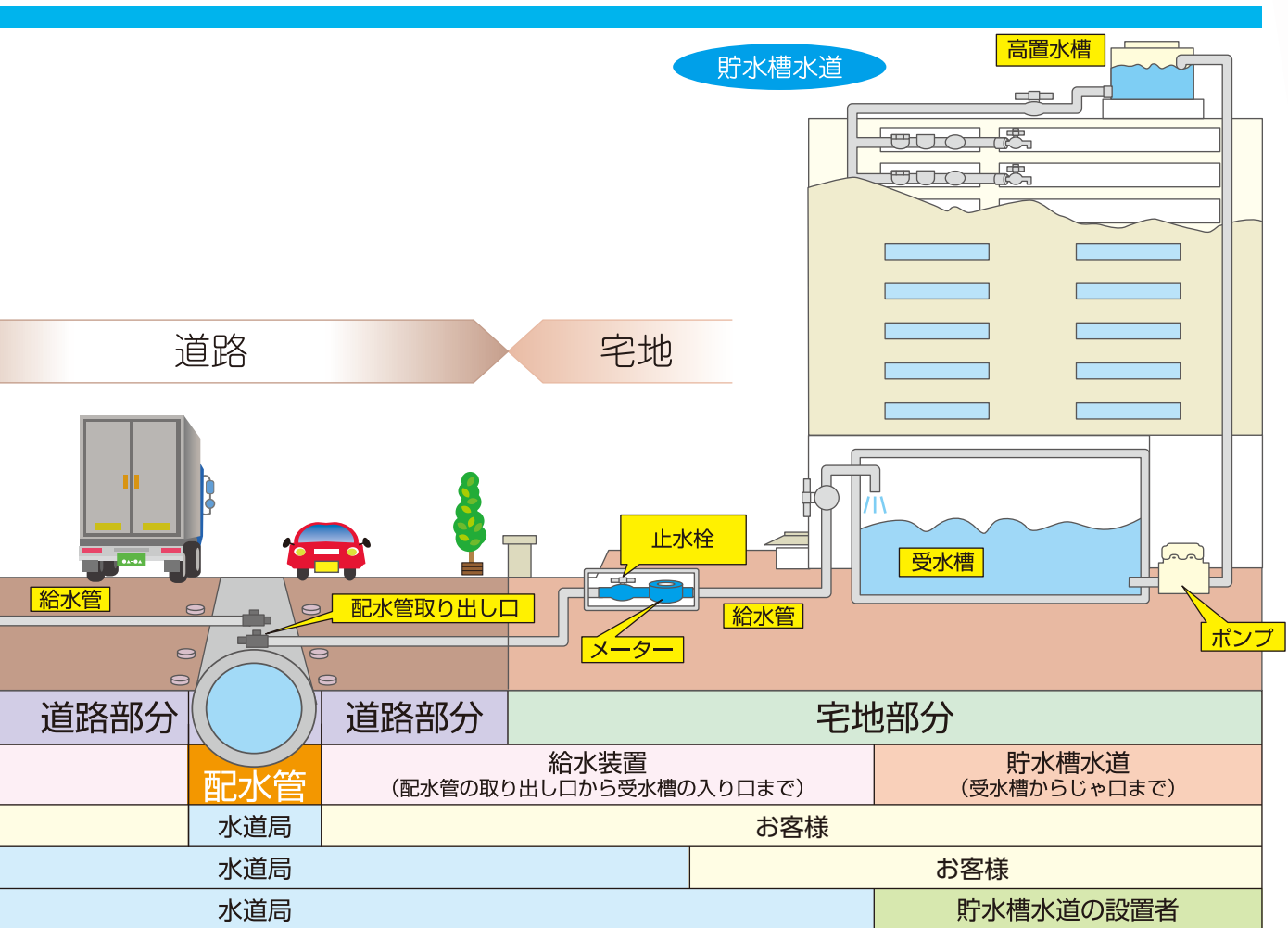
道路の下に埋めてある配水管の取り出し口から家庭のじゃ口までを「給水装置」といいます。ただし、貯水槽水道を設置しているビル、マンション等は受水槽の入り口までが「給水装置」となります。

○貯水槽水道とは…

マンションやビルなどで、配水管から水道水を一度受水槽に受けた後、ポンプで直接または高置水槽を経由して給水している建物内の水道施設を「貯水槽水道」といいます。

○維持管理は…

給水装置は、メーターを除く全て(メーターボックスを含む)が、「建物や土地の所有者の財産」です。したがって、その維持管理はお客様で行っていただくこととなります。



○給水装置の修繕は…

配水管の取り出し口からメーターまでの漏水などは、水道局で修繕を行います。(※解体工事などに伴う給水装置の破損は除きます。)

メーターからじゃ口までの修繕については、お客様において行うことになっておりますので、直接、水道局の指定給水装置工事業者にご依頼ください。

Q マンションなどの、貯水槽の管理はどうなっているんですか。

A マンションやビルなどに設置した受水槽や高置水槽の管理は、設置者(所有者等)が自ら行うことになっています。受水槽の有効容量が10㎡を超える場合(簡易専用水道)は、水道法に基づいて、毎年1回以上定期的に登録検査機関による法定検査を受けなければなりません。

10㎡以下の場合であっても、毎年1回以上定期的に登録検査機関による水質の検査を受けましょう。また、水槽の掃除は、毎年1回以上定期的に行いましょう。【給排水設備課】

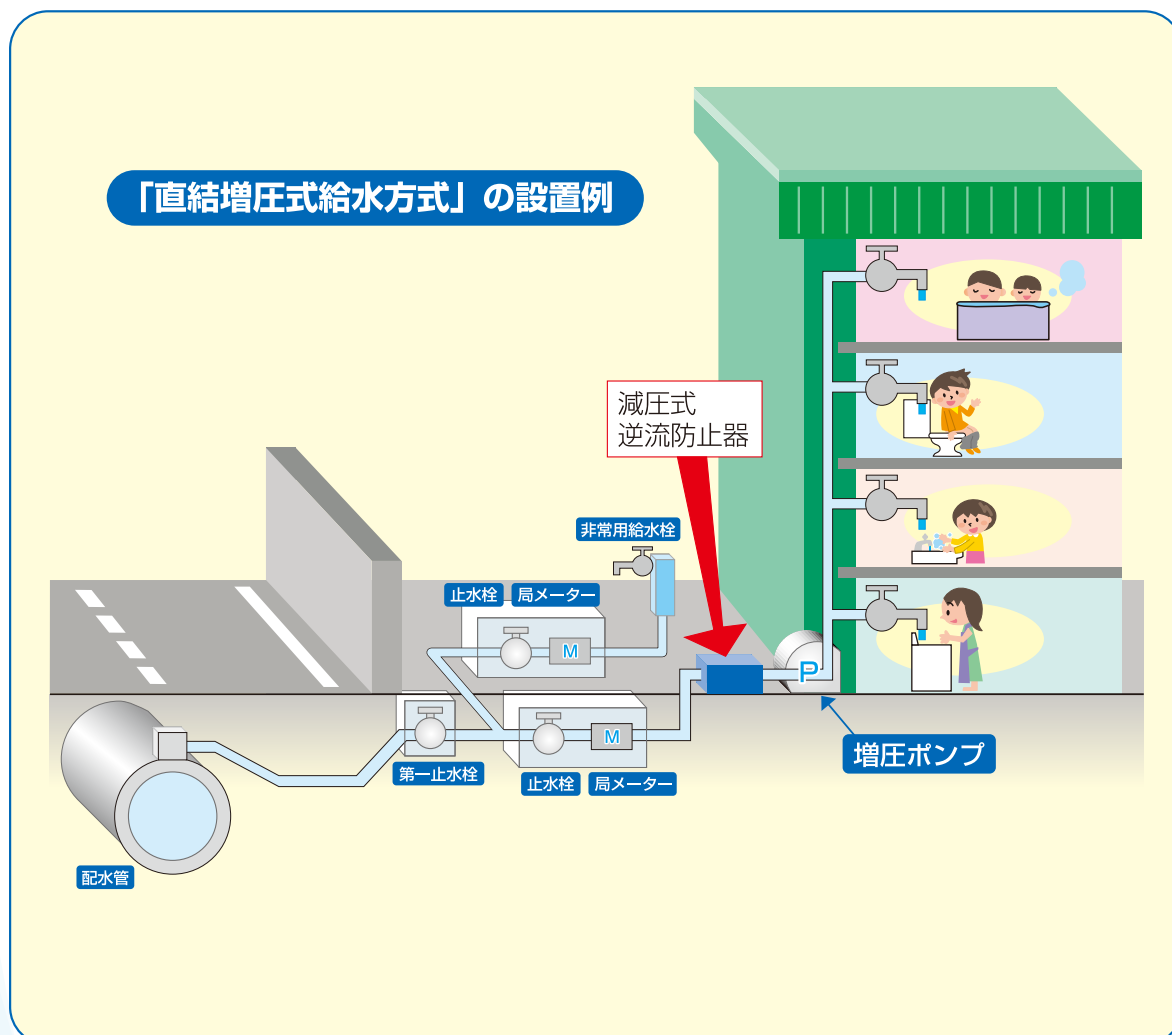
②直結増圧式給水方式【給排水設備課】

これまで、マンションやビルなどの給水方式は、水道水をいったん受水槽に受けた後、ポンプで直接または高置水槽を経由して各階に給水する受水槽方式とされてきましたが、受水槽や高置水槽などの点検・清掃を怠ると、水質劣化や衛生上の問題が発生する原因になっていました。

このような問題を解決するため、水道局では直結増圧式給水方式も認めています。

直結増圧式給水方式とは、配水管の水圧だけでは給水できないような中高層階において、給水管に増圧ポンプを直結することにより不足する圧力をポンプで増圧して、各階のじゃ口まで直接、水道水を給水する方式です。

設置には配水管の水圧や建物の用途・規模などの条件があります。



③ 簡単な修繕の方法 (じゃ口のコマパッキンの取り替え) 【給排水設備課】

じゃ口の水漏れは、コマパッキンを取り替えるだけで簡単に直せる場合がほとんどです。(コマパッキンは、ホームセンターなどで販売しています。)

じゃ口のしくみ

コマパッキン

樹脂ハンドル部の分解方法

- ① キャップをはずします。
- ② ビスを左に回しはずします。
- ③ ハンドルを上へ引き抜きます。

① 止水栓を時計回りに回して水を止める。

メーター 止水栓

② キャップナットをゆるめてじゃ口上部を取りはずす。

③ 古いコマパッキンを取り出す。

ピンセットやはしを使うと簡単に取り出せます。

④ 新しいコマパッキンに取り替える。

⑤ じゃ口上部を取り付けてキャップナットをしめつける。

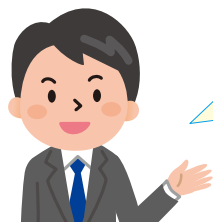
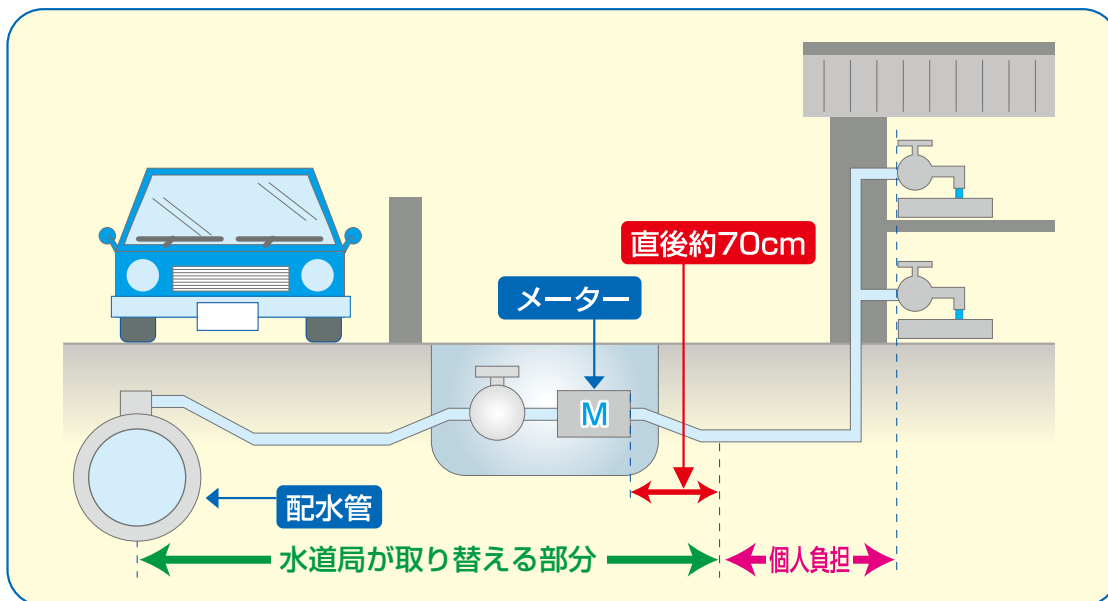
⑥ 止水栓を反時計回りに回し元にもどす。

※ 止水栓を元に戻した後は、じゃ口から水が漏れないか必ず確認してください。
※ シングルレバー混合栓等で構造が複雑な器具の修繕は、メーカー、または指定給水装置工事業業者へお問い合わせください。

(2) 鉛製給水管の取り替え【水道管路課】

水道局では、平成27年度を目標とする「鉛製給水管解消基本計画」に基づいて、鉛製給水管の取り替えを行いました。

また、所有者不明などで一部残存するものについては、引き続き取り替えを行っています。



水道局

給水管に鉛管が使われているご家庭でも、日ごろお使いになる状態では問題ありません。ただ、朝一番に水道を使うときや、旅行などで長期間水道を使わなかったときなどは、わずかですが、水道水に鉛が溶け出していることがありますので、念のため、使い始めの水は、バケツ1杯程度(約10リットル)を洗濯や水洗トイレなど飲用以外にお使いください。【給排水設備課】

(3) 給水装置・排水設備の工事【給排水設備課】

給水装置・排水設備の工事には、一定の技術的な水準が必要とされます。指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者でない者が行った工事は無資格者の工事となり、市の条例により、工事のやり直しを命じられたり、過料を科せられたりしますので、ご注意ください。

なお、指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者の指定を受けるためには、給水装置工事主任技術者や排水設備工事責任技術者が在籍していることなどが要件となっています。

新しく水道を引くとき

給水装置を改造するとき

給水装置を撤去するとき(家の解体など)



指定給水装置工事事業者に工事を依頼

新しく排水設備や水洗化の工事をするとき

排水設備を改造するとき

排水装置を撤去するとき(家の解体など)



指定排水設備工事事業者に工事を依頼

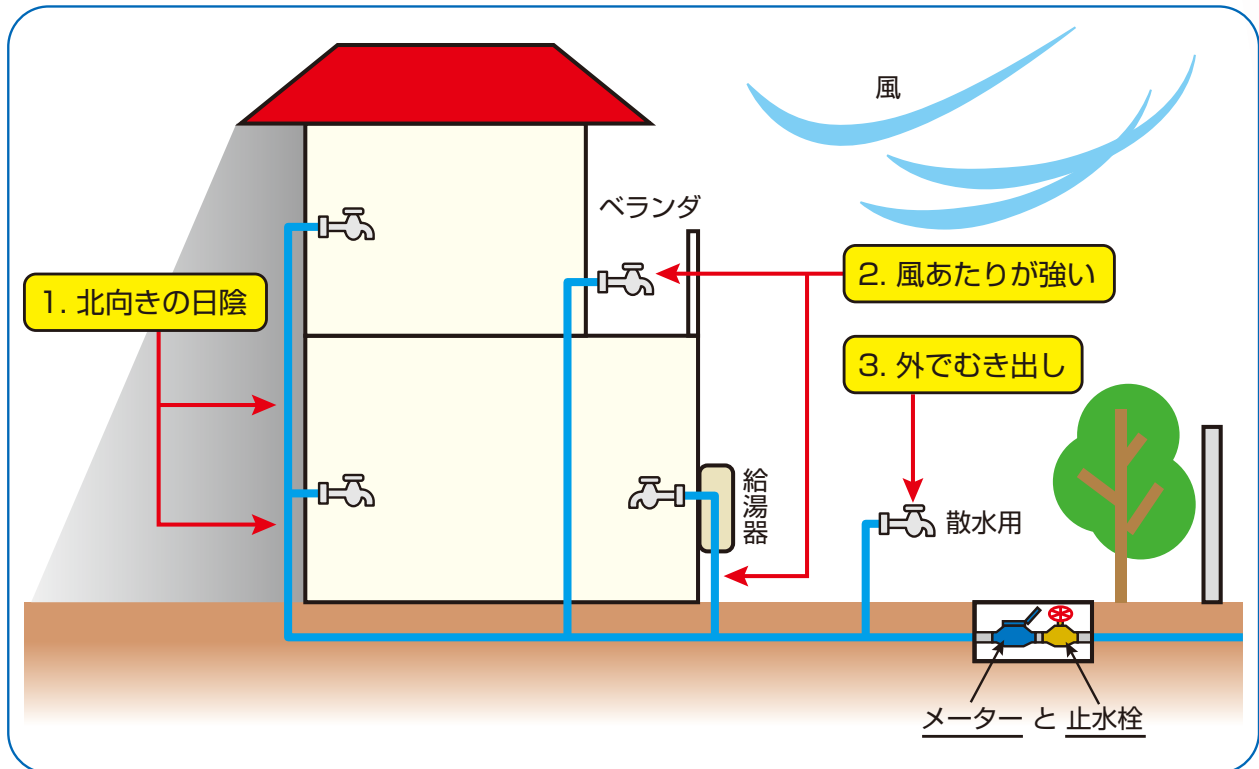
指定給水装置・排水設備工事事業者については、給排水設備課(213-8521)へお問い合わせいただくか、水道局ホームページをご覧ください。

(4)「給水管の凍結」にご注意を【給排水設備課】

気温が氷点下になると、給水管内の水が凍って、水が出なくなったり、給水管が破裂したりする場合があります。

次の図のような場所にある給水管やじゃ口では、特に凍結が発生しやすくなります。

- 1.北向きの日陰
- 2.風あたりが強い
- 3.外でむき出し



Q 凍結を防ぐには？

A 露出部分の保温・凍結予防には、市販されている**専用の保温材(写真参照)**を巻くと効果があります。なければ布・毛布を使用し、その上にビニール類を巻くなどで防水を行ってください。



Q もし、凍結したら？

A 自然に解けるのを待つか、タオルなどを巻き付けて**ぬるま湯**をゆっくりとかけましょう。給水管を破裂させる場合があるので、**熱湯を使用してはいけません**。

Q 万一、給水管が破裂したら？

A メーターボックス内の止水栓を閉め、指定給水装置工事業者に修繕をご依頼ください。